

学校給食費に関する Q&A

Q1 学校給食に関する承諾書は、必ず提出しなければならないのですか？

A1 はい。お子さん1人につき1枚、承諾書を提出してください。食物アレルギーや宗教の対応により、学校給食の全てを食べられない場合にのみ、承諾書ではなく、学校給食辞退届を提出していただきます。

Q2 口座振替できる金融機関を教えてください。

A2 口座振替できる金融機関は下記のとおりです。全国の、どの店舗の口座でも振替できます。
ネット銀行では振替できません。

神奈川銀行	静岡銀行	静岡中央銀行
湘南農業協同組合	スルガ銀行	中栄信用金庫
中央労働金庫	中南信用金庫	平塚信用金庫
みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行	ゆうちょ銀行	横浜銀行
神奈川県医師信用組合	神奈川県歯科医師信用組合	横浜幸銀信用組合

Q3 保護者ではない人の口座からの口座振替はできますか？

A3 可能です。例えば、祖父母名義の口座から、口座振替ができます。ただし、【納入義務者は保護者】になりますので、振替口座登録手続きの際はご注意ください。また、万が一振替ができなかった場合の督促状や納付書は、口座名義人宛ではなく、保護者への送付となります。

Q4 学校窓口での現金支払いはできますか？

A4 学校では、学校給食費をお支払いできません。

Q5 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、口座振替の手続きが必要ですか？

A5 支給の種類に関わらず、口座振替の手続きをお願いします。

Q6 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、学校給食費の支払いは発生しますか？

A6 支給開始以降の支払いは不要になります。ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「4月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦お支払いいただきます。
認定された場合は、認定の対象期間で、既にお支払いいただいた学校給食費を還付(口座振込で返金)又は、未納がある場合は未納月に充当をします。

Q7 残高不足などの理由で口座振替での支払いが出来なかった場合は、どう支払えばよいでしょうか。

A7 未納の扱いとなり、口座振替の実施後20日以内を目途に督促状と納付書をお送りしますので、キャッシュレス決済、金融機関窓口又はコンビニエンスストアなどでお支払いください。

納付書でのお支払いは手間がかかりますし、遅延損害金(一般にいう延滞金)が発生することがあります。口座振替には、給与の振込先など、生活費の管理に使っている口座を指定してください。

Q8 様式①の【保護者】には誰の氏名を記入すれば良いでしょうか。

A8 保護者を代表する方の氏名を記入してください。

Q9 様式①「学校給食に関する承諾書」には保護者の住所欄がありませんが、督促状などの宛先は、どうなりますか？

A9 学校給食費に関する個別の通知は、市が把握している学齢簿情報に基づく保護者の住所・宛名に、郵送でお送りします。なお、市が把握している保護者の情報は、住民記録の情報を定期的に適用しているため、住所などの変更があった場合でも、給食に関する変更手続きは不要です。

Q10 学校で配布された用紙を、書き損じ・紛失してしまった。

A10 書き損じた部分を訂正するには、誤りのある部分に二重線を引き、枠内に正しい内容を記入してください。修正液・修正テープで修正されたものは、再提出が必要になります。用紙の再配付については学校にお問い合わせください。また、様式は平塚市ウェブサイトから印刷もできます。

Q11 提出書類は鉛筆で記入してもよいですか。

A11 鉛筆や、擦って文字が消えるボールペンなど、容易に訂正できてしまうものではなく、ボールペンなどではっきりと記入してください。

Q12 学校給食費は、どんなときに減額されますか。

A12 「連続した5日以上長期欠席」「年度途中での転入・転出」「年度の途中で給食の一部を辞退する」などの場合に減額されることがあります。あらかじめ、書類を提出いただくことが原則のため、上記に該当することが見込まれる場合は、速やかに学校に連絡してください。

問い合わせ先

平塚市教育委員会学校給食課

直通電話

0463-35-8119